

物品購入等に関する質問及び回答

事業名：令和 7 年度 市立保育園配備用公用車（軽貨物車 2 台）リース事業

（令和 7 年 8 月 21 日質問）

No.	質 問 事 項	回 答
1	原則として千曲市の契約書を使用するとあるが、ひな形の内容についての協議は、本質問でしか協議できないか。採択後でも良いか。	大きな変更でなければ落札決定後の協議により対応可能です。
2	ひな形について、第 6 条（第三者に及ぼした損害）について、どのような損害を想定しているか。	賃借人・賃貸人及び売主以外の第三者に対する偶発的な損害を想定しています。
3	ひな形について、第 7 条（検査および引渡し）について、賃貸人の立ち合いが難しい場合はどうすればよいか。	賃貸借契約書に記載している「賃貸人」「売主」の表記について、落札決定後に売主と賃貸人との協議の上、適宜変更可能とします。
4	ひな形について、第 13 条（当該車両の修繕）について、賃貸人への報告はされない認識でよいか。	第 13 条について、賃貸人への報告について追記します。
5	ひな形について、第 14 条（契約不適合責任）について、賃貸人ではなく売主責任でよいか。	賃貸借契約書に記載している「賃貸人」「売主」の表記について、落札決定後に売主と賃貸人との協議の上、適宜変更可能とします。
6	ひな形について、第 15 条（賃借物の滅失等）について、賃借人の責めに帰さない場合、どのような場合に減額されるのか。	賃借人の責によらない車両の不具合等により、走行等に支障が発生した場合を想定していますが、落札決定後の発注者と受注者の協議の上、変更可能とします。